

令和6年9月25日

## 完全週休2日制度の実施に関する基本指針

玉川生コンクリート協同組合

理事長 穴戸 啓昭

玉川生コンクリート協同組合（以下「当協組」という。）および組合員各社（以下、「協組員」という。）は、土日を休日とする完全週休2日制を実施いたします。実施に当たり、当協組は、以下の基本指針を策定いたします。

- 1 当協組は、原則として毎週土曜日・日曜日と祝祭日ならびに当協組が定めた休日（以下、「当協組の休日」という。）には、当協組が契約した生コンクリート（以下、「商品」という。）を出荷いたしません。
  - 2 当協組は、協組員が行う、商品以外の生コンクリート（当協組の共同販売事業に該当しないもの）の出荷については規制いたしません。ただし、当該出荷行為が、当協組の共同販売事業を著しく阻害する場合には、規制ならびに制裁の対象といたします。
  - 3 協組員は、当協組に無断で、当協組の休日に商品を出荷しないことを誓約します。この約束を破り、当協組に無断で、当協組の休日に商品を出荷した場合、協組員は、当協組が別途定める制裁を受入れるものといたします。
  - 4 当協組は、登録販売店ならびに取引先（以下、「需要家等」という。）から、当協組の休日に商品の出荷を求められた場合、やむを得ないと判断した場合に限り、当協組の休日に商品の出荷をする場合があります。  
この場合の、商品代ならびに割増料については、別途定めます。
  - 5 夜間出荷<sup>①</sup>について。当協組ならびに協組員は、原則として夜間出荷の時間に商品の出荷をいたしません。ただし、通常時の出荷が長引いて協組員の工場の出荷時刻が夜間出荷の時間にずれ込んだ場合は、商品の出荷を継続する場合があります。  
この場合の、商品代ならびに割増代金については、別途定めます。
- ① 夜間出荷とは、生コンクリート工場の伝票打刻時間が19：00以降の場合を言います。
- 6 当指針は、令和7年4月1日以降の当協組が販売し、協組員が出荷する商品について適用するものといたします。

以上